

令和4年度山梨県森林審議会（第1回）会議録

1 日時：令和4年12月15日（木）午後1時30分～3時30分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野公夫、小澤優花、河住布由子、白石則彦、棚本佳秀、前山堅二、増田由香子、若狭美穂子、渡邊晴夫

（事務局）林政部長、林政部次長、林政部技監、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長

4 傍聴者等の数 1

5 会議次第

- （1）開会
- （2）林政部長挨拶
- （3）県職員紹介
- （4）森林審議会委員紹介
- （5）森林審議会会長及び会長代行の選出
- （6）森林審議会会長挨拶
- （7）森林保全部会長及び森林保全部会委員の指名
- （8）議事
- （9）閉会

6 会議に付した案件

- ・山梨東部地域森林計画の変更について【公開】
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について【公開】
- ・県産木材の利用の促進に関する基本方針の見直しの検討について【公開】

7 議事の概要

司会（長坂森林整備課総括課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、山梨県森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます、森林整備課の長坂と申します。よろしくお願いいたします。

審議会に先立ちまして申し上げます。森林審議会委員の任期は2年となっており、皆様には、この10月1日から新たな任期の委員として御就任いただいているところです。どうぞよろしくお願いいたします。なお、知事からの任命書につきましては、任期の開始に合わせて事前に郵送させていただきます。

初めに、本日の資料の確認をお願いします。事前に郵送いたしました資料に加えまして、机の上に、追加・差し替えの資料がございます。あわせて御確認ください。本日の次第、委員名簿、座席表、資料1-1「山梨東部地域森林計画の変更について」、資料1-2「地域森林計画（変更計画）書（山梨東部森林計画区）（案）」、資料2「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」、資料3「県産木材の利用の促進に関する基本方針の見直しの検討について」、参考資料として、森林審議会に係る規則等を配付しております。御確認いただき、不足がある場合は事務局にお申し出ください。

それでは、ただ今から、令和4年度第1回山梨県森林審議会を開催いたします。

森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は15名で、本日は9名の御出席をいただいておりますので、過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日、県庁ホームページにおいて議事録を掲載させていただきます。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっておりますので、本日も傍聴席を用意してございます。

それでは、次第に従いまして、林政部入倉部長から挨拶を申し上げます。

入倉林政部長：

（挨拶）

司会：

ありがとうございました。次に、本日出席している県職員を紹介いたします。

（信田次長以下、所属長以上を紹介）

続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。

（委員を御紹介）

なお、佐藤委員、野村委員、福島委員、豊前委員、古屋委員、保坂委員の6名につきましては、本日欠席となっております。

次に、森林審議会の会長及び会長代行の選出に移らせていただきます。会長及び会長代行につきましては、森林法第71条により、委員の互選によるとされております。それでは、まず会長の選任について、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

天野委員：

事務局の案を聞かせてください。

司会：

ただ今、事務局案を、との御提案をいただきました。事務局の方に案はございますか。

事務局（上野森林整備課長）：

それでは、事務局案を提案させていただきます。森林計画や森林認証制度の専門家であり、県森林環境保全基金運営協議会座長、県有林F S C森林管理認証審査員を務められ、本県の森林・林業に精通されている、東京大学名誉教授白石則彦委員を提案させていただきます。

司会：

事務局案といたしまして、白石委員のお名前が上がりました。委員の皆様の御意見をお伺いします。

委員：

（「異議なし」の声）

司会：

皆様の御賛同をいただきましたので、会長は、白石委員に決定いたします。

続きまして、会長代行の選任について、御意見をお願いいたします。

天野委員：

こちらも事務局案があれば聞かせてください。

司会：

事務局案があればという御提案をいただきました。事務局の方に案はございますか。

事務局：

それでは提案させていただきます。今年の9月末まで、18年に渡り森林審議会の会長を務めていただいた辻前会長の後任として、(一社)山梨県森林協会から審議会委員に就任していただきました、同協会会長の保坂武委員を提案させていただきます。

司会：

事務局案といたしまして、保坂委員のお名前が上がりました。委員の皆様の御意見をお伺いします。

委員：

（「異議なし」の声）

司会：

ありがとうございます。委員の皆様の御賛同をいただきましたので、会長代行は、保坂委員に決定いたします。なお、保坂委員につきましては、本日欠席されておりますので、後日、事務局から御本人にお伝えいたします。

それでは、山梨県森林審議会運営規則第3条により、審議会の議長は会長があたることとなっておりますので、白石会長には議長席にお移りください。

司会：

それでは、新たに会長になられました白石会長から一言、御挨拶をいただきたいと思います。白石会長よろしくお願いたします。

白石会長：

（挨拶）

司会：

ありがとうございました。

次に、森林保全部会長及び森林保全部会委員の指名でございます。森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることになっており、本県では、森林保全部会を設置しております。その所掌事務は、林地開発許可に関すること、保安林の指定解除に関すること、松くい虫の被害対策に関することなどであります。

部会長及び部会委員は、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いいたします。

白石会長：

それでは、指名させていただきます。

森林保全部会委員は、棚本佳秀委員、福島万紀委員、前山堅二委員、若狭美穂子委員、渡邊晴夫委員、以上5名の方をお願いしたいと存じますので御了承願います。また、森林保全部会長については、渡邊晴夫委員をお願いしたいと存じます。御多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願いたします。

司会：

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、議長をお願いいたします。

議長（白石会長）：

それでは、審議会の議事進行を務めさせていただきます。

議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。本日の議事録署名委員については、若狭美穂子委員と、渡邊晴夫委員にお願いいたします。

それでは議事に移ります。はじめに、「山梨東部地域森林計画の変更について」を審議いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（上野森林整備課長、深水治山林道課長）：

（資料1-1、資料1-2により説明）

議長：

事務局の説明がございました。御意見や御質問がありましたらお願いします。

委員：

資料を見ますと、来年度が山梨東部地域森林計画の樹立年度になっています。今回追加する林道開設計画では、地域森林計画の前期には100mしか施工しないということですが、来年度ではなく今年度変更するというのは、何か要望等があったということでしょうか。

深水治山林道課長：

お答えいたします。まず、地元の上野原市の地域の方々からの要望がありまして、上野原市で、森林整備や災害時の迂回路として利用することを目的に計画をされまして、今回、地域森林計画の林道計画路線に追加することに至った次第です。来年度は、全体計画調査と測量設計の委託も予定しているところです。

委員：

この林道事業を市町村が事業主体としてやるということですね。必要となる費用のうち、市町村が負担するのは幾らぐらいになるのですか。

深水治山林道課長：

国と県で50.5%の補助、残りが市町村負担ということになります。

委員：

ありがとうございました。

委員：

私が聞きたいと思ったことについて一部、質問がありましたので重複しているかも知れませんが、そもそも、地域森林計画に林道計画があるのは、言ってみれば、あくまで林道の路線名等を登録するというような意味合いもあろうかと思えます。

資料1-1、4ページの変更理由の中で、この林道の開設の意義として、森林資源の循環利用を促進するとともに災害時の迂回路としての機能、ということが書いてあります。古い話を持ち出し

て恐縮ですが、以前の広域基幹林道や普通林道というもの、今はこれが森林基幹道、管理道というものになっていますが、当時は、広域基幹林道であれば単年に700m、普通林道で400m。これくらいは1年間で開設をしないと、林道開設の意味が無いということで、できる限りその数値に届くよう努力しました。先ほど委員からお話があったとおり、要するに100m程度を開設したところで、どの程度森林整備に資することができるかということがありますので、既に計画を立てられたという中では、どうなのかなと思います。1,600mの林道を11年かけて開設する、或いは前期の5年間で800mを開設することになりますと、たかだか年間160mです。160m林道が伸びたからといって、施業する人達の便に供するかという面と、もう一つは災害時の迂回路の機能について、迂回路は全線つながらないと迂回路にならないわけですから、11年先に林道が仕上がるとすると、どういう災害が起きるかは分かりませんが、災害時の迂回路とすると、いささかどうなのかなという感じがします。

冒頭申しましたとおり、あくまでも林道栃穴駒門線というものの路線名等を登録するという認識であれば差し支えないと思いますけれども、実行する中において、林道の開設の意義をとらえた時に、少なくとも年間300mぐらいいは、道として仕上げなければ、林道としての機能が発揮できないのではないかと思います。審議とは離れるかも知れませんが、かつて、林道に関わった者とすると、いささか計画がコンパクトと言いますか、もう少し林道を開設する効果が発揮されるような内容にならないものかなという気がします。

深水治山林道課長：

今回、上野原市が計画していることですが、今回の地域森林計画への掲載をスタート地点として、これから色々と詰めていく段階になりますが、現段階としては11年間ということで見込んでおります。今回、計画の掲載に至ったのは、来年度、全体計画調査に着手したいということがあります。

それから、少々計画期間が長すぎるのではないかと御指摘ですが、これは上野原市の都合もあるのですが、今のところ、片側から開設していくと聞いておまして、様々な条件、用地等の条件が整い次第、両側から開設していくということも考えているようですので、できるだけ進捗を進めまして、早期の効果の発揮に向けて一緒に考えていきたいと考えております。

議長：

他に御意見、御質問ございませんか。

委員：

私、林道に関して素人なものですからお伺いしたいのですが、最近2、3年の間に、林道の規格も色々変わったのではないかと思います。かつては、1級・2級・3級林道という区分があったので、そこに、再生プランの時に林業専用道ができて、災害に強い、今までの1級・2級・3級とは違った区分になったと思いますが、ただ今御質問もあったとおり、1,600mで3億円という工事費について、これが高いのか安いのか、という辺りも含めて教えていただけますか。

深水治山林道課長：

メートル当たりの開設単価としましては約 18 万円です。この地域は傾斜が 20 度から 25 度程度、中程度の傾斜であるということで、それほど高いということはないと考えております。

委員：

この地域はほとんどが人工林とのことで、図面で緑色になっています。地域森林計画を変更した後、市町村森林整備計画も当然変更していくわけですよね、そしてその下に森林経営計画があるのですが、例えばこの林道が完成すれば、この地域からどれぐらいの材が出るとか、そういう事は、この計画を立てるときには、あまりビジョンとしては持っていないということですか。

深水治山林道課長：

現在、色々と検討を進めているところで、これから細部について詰めていくという段階でございます。

委員：

そうだとすれば順番がちょっと逆のような、それでもし数字が出てこなかったらどうなるのですか。

深水治山林道課長：

上野原市でも主伐や利用間伐を推進する意向のようですので、材は出てくるのかなと考えております。

委員：

この資料では森林資源の質的なものは分かりませんが、もし進めるのであれば、そのようなところを先に重点的に判断しながら検討された方がよいのではないかと思います。

議長：

ありがとうございました。他に委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

今 2 人の委員から、例えば 11 年かけて 1,600m の延長が短いのではないかと、もっとテンポよく進めたらどうかとか、経営計画の裏付けが必ずしも見えないところがあるので、見えるところから検討した方がいいのではないかと御意見は出たのですが、特に計画案が認められないということではないと考えてよろしいですか。

特に御異議がなければ、御意見を踏まえて、計画案を認めたいと思いますが如何でしょうか。

委員：

(「異議なし」の声)

議長：

ありがとうございます。

それでは、山梨東部地域森林計画の変更については、異議がないものとして答申することを決定いたします。なお答申書の作成については、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

（「異議なし」の声）

議長：

ありがとうございます。それでは会長一任ということで進めさせていただきます。

続きまして、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの進捗状況について」を議題いたします。こちらは審議事項ではありませんが、現在の進捗状況を報告するものです。事務局から説明をお願いします。

事務局（信田次長）：

（資料2により説明）

議長：

事務局から説明をしていただきましたが、この件につきまして、御意見、御質問がありましたら発言をお願いいたします。

委員：

資料3枚目、「推進プラン（改定後）の概要」の資料、現状と課題のところ、ナラ枯れの事が書いてあります。去年の森林審議会でもナラ枯れのことが出ていたと思いますが、その後、被害は拡大しているのか、或いは対策によって収束を見ることができているのか、お伺いします。

上野森林整備課長：

昨年の森林審議会場で、ちょうどタイミングが合いましたので、令和3年度の被害量を報告させていただきました。今年度も同じようなタイミングで調査等をしておりますが、現在、公表に向けて最終調整中ですので、この場で今年度の被害量についてコメントすることは差し控えたいと思います。

委員：

新聞の記事だったかインターネットだったかで、県有林課が県有林の対策を実施するというのを聞いたような気がしますけれども、これは単年度の事業なのでしょうか。

末木県有林課長：

県有林課で行う事業ですが、ナラ枯れ防止の対策をした後、虫を退治した後に枯れた木が残り危険ですので、それを県有林で伐採をして公売を行っております。

委員：

その前段の作業というのはどなたが実施するのですか。

上野森林整備課長：

森林病害虫対策として、初期の被害に対して伐倒くん蒸を行ったり、立木くん蒸として立ったままの木に薬剤注入する方法の他、立木に粘着シートを貼って、カシノナガキクイムシが翌年の春に飛び出すタイミングでその粘着シートで捕捉するという手法があり、そうした対応は、国の補助金などを活用して行っています。県有林課の事業は、その粘着シートによる初期対応が終わった木について、虫は完全に駆除していますが、木は残っているので、その伐採を実施するものです。

委員：

後段の作業というのは県有林の中に限ったものではなくて、民有林も県有林課の負担で行うという意味ですか。

上野森林整備課長：

県有林については県有林課が実施し、県有林以外の民有林は、前段の粘着シート等の対策を含め、市町村が主体となってやることになります。

委員：

ありがとうございます。

委員：

資料2枚目の進捗状況のうち、長寿命化対策についてお尋ねをしたい。10箇所 of 治山林道施設について長寿命化を図り、目標どおりの進捗となったとありますが、10箇所全部でなくてもよいので、具体的に箇所名を上げて、どういう対策をしたのかをお聞かせいただければと思います。

深水治山林道課長：

令和3年度は、橋梁の補修を7箇所実施しております。具体的な箇所については資料を持ち合わせておりませんが、治山施設の内容としては、洗掘された谷止工の補修ですとか、そういった対策を実施しております。

委員：

そもそもこの長寿命化というのは、基本的な考え方があるのでしょうか。

深水治山林道課長：

治山林道施設について、高度経済成長期に整備されたものの多くが老朽化しています。例えば林道ですと、橋とかトンネル施設等、治山施設では治山ダム等になりますけれども、そういった施設の機能を長年維持していくための補修などを行うものであります。

委員：

長寿命化対策を行う施設数の目標値、令和 11 年度の 388 箇所というのは、高度経済成長期から整備してきた施設の数というものを分母にすれば、随分少ないような気がしますが、いかがですか。

深水治山林道課長：

確かに多くの施設の整備をしてきておりますけれども、林道についてはその施設の調査をいたしまして、優先順位の高い順に、予算の関係もありますけれども、実施することとしているところ です。

委員：

予備的な調査があったという理解でよいですか。

深水治山林道課長：

調査を行っていました。

委員：

その中で、何となく優先度が高いものということから、388 箇所を引っ張り出してきたという理解で良いのでしょうか。

深水治山林道課長：

優先順位をつけて実施していくということでございます。

委員：

資料 3 枚目、「施策の展開方向」の項目、森林空間の利活用というところで、赤い下線部分が修正した項目ということですが、森林環境教育の推進とありまして、とても嬉しいなと思っておりますけれども、この数値目標が年間の利用者数という数で示されていますが、どのような森林環境教育の推進をされているのか、数だけでは見えない内容のところを教えてくださいと思います。

上野森林整備課長：

森林整備課において、森林環境教育の他、最近では木育関連の事業も実施しております。推進プランの数値目標には直接的には関連はありませんが、具体的には、学校林等を活用して、子供達が様々な自然体験をすることに対して、県税事業の方で支援してきた実績がございます。令和 2 年度からは木育に関する支援として、保育園等で木育のスペースを設置したり、木製の遊具や木のおもちゃを導入する費用に対して支援するなどの施策を講じております。

委員：

ありがとうございました。木育もとても大事な活動だと認識しております。更に、私が大切だと思うのは、実際に森の中に入って体験をする活動、子供達がそういった活動をすることで、森の仕組みなどを理解する、実際に森の中に入るといった体験が大切だと実感しています。

ちょっと話が逸れますけれども、大学で教えている学生の中で、自然体験をすると、子供の頃にこうした体験をした事を思い出す学生が多くて、森林体験活動が今の学生、20代ぐらいの人達に対しては始まっていて、体験しているのだなという事を実感します。

子供の頃に、山梨県の子供達みんなが森に入る体験をしていたら、大人になってから森に対する理解というのが全然違ってくるのではないかと思いますし、施策に対しても理解が変わってくるのではないかということも感じております。ですので、木育プラス、森林の中での体験活動というのを、学校と一緒に山梨県も進めていくべきだろうと思っていますし、期待しております。よろしく願いいたします。

末木県有林課長：

県有林課からもお答えさせていただきますが、金川の森や武田の杜といった森林公園におきまして、例えば自然に関する事とか、生き物の事とか、そういった子供向けの学習イベントを数多く実施しておりまして、そういうところを目標数値へ関連付けたという部分がございますので、その部分はますます進めていきたいと考えております。

委員：

森林空間の利活用について、「今後の対応」欄に「新たな森林セラピー基地」とありますが、今は西沢溪谷と武田の杜がセラピー基地、これ以外に新しい基地ができるということですか。

末木県有林課長：

笛吹市の金川の森で森林セラピー基地の認定を受けまして、来年4月から森林セラピーのプログラムを提供していきたいと考えておりますので、そこが一つ新しく加わることになります。

委員：

資料2枚目、林業の担い手の確保・育成のところ、令和11年度の目標値に新規就業者数が57人とあります。林業の成長産業化の推進ということで、県産材供給体制の強化や県産材需要拡大の推進、そういうところで林業従事者が必要ということですが、現在、県全体で何人くらい林業従事者がおられて、令和11年度の時には何人くらい必要だからと逆算して、年間57人という数字になっているのか、その組み立てを教えてくださいと思います。

山口林業振興課長：

目標としている数字ですが、令和11年度に木材生産量を33万5,000m³にするという目標を掲げておりますので、それには、それだけの担い手が必要になります。伐採するにも植えるにもそれぞれ担い手が必要になりますので、それには650人程度、林業従事者が必要だろうと考えております。そこに向かって、退職する方などもいらっしゃいますので、そういったことを想定しな

がら毎年どれくらいの人数を増やせばよいかということを想定して、令和 11 年度の目標を 57 人としております。

委員：

木質バイオマスの項目で、進捗状況のコメントに、施設の稼働が当初計画より遅れた影響とあります。これは甲斐市の木質バイオマス発電施設の事を言っているのですか。

山口林業振興課長：

その施設のことを言っています。

委員：

甲斐市の木質バイオマス発電施設では、年間 7 万 5,000t から 8 万 t の材料が必要であると聞いています。できれば低質な木材が良いという事をおっしゃっていて、ただ県内の事業者は、一般材も含めて納入できればよいと考えているようで、値段の問題だと思うのですが、そういったところは県として間に入って、やり取りをしているということはあるのですか。

山口林業振興課長：

事業者が計画を立てる際に、計画の内容を林業振興課で確認するという行為があります。

そちらの中で指導も行っておりまして、既にバイオマス発電をしている施設等に影響がないかや、その利用量が適正なのか、そうした事を確認して指導を行っております。

委員：

インターネットで見ると、甲斐市の方で色々な検討会をやられていて、大月のバイオマス発電施設でも材料が足りないようなところがあったようだという意見を出している方もいらっしゃいますけれども、基本的に、長い期間に渡って山梨県でそういう材料を供給していくに当たって、県としては、この目標値が達成できれば大丈夫だろうと考えているということによろしいでしょうか。

山口林業振興課長：

そう考えております。

委員：

ちなみに、大月市の施設の場合は年間何万 m³ ぐらい必要なのですか。

山口林業振興課長：

申し訳ありませんが、個別施設の数値については申し上げることができないことになっております。

委員：

令和 11 年度の目標値として、12 万 2,000m³ という数字が載っていますよね。令和 11 年度には恐らく、始まったばかりの甲斐市の施設からも 8 万 t 程度の需要量が出てくると。その 8 万 t と、他にも小さいものあるのでしょうか、大月の施設とを足したものの中で、12 万 2,000m³ は、県から出てくるという、そういう理解でよいのですか。

山口林業振興課長：

はい。12 万 2,000m³ の中に、発電所の県内から調達する未利用材の使用量が入っているという理解です。

委員：

12 万 2,000m³ という数字は、いずれにしても全体の何割かということでしょうから、県外から持ってくるより県内から出した方が、普通に考えればコスト的には安い訳ですから、それが例えば 15 万 m³ にならないというのは、県内の事業体に、これを加えてあげないとできないとか、そういうことがあるということですか。

山口林業振興課長：

林内に未利用になっている枝葉などもありますので、そういったものをチップ化して活用するため、今年度から、運搬費について補助することで、未利用材の利用促進を図る施策を行っております。

委員：

それは何 m³ ぐらいやっているということなのですか。

計画の話なので、細かいところはまた詰めていただければ良いのですが。

山口林業振興課長：

今年度、3,000m³ 程度を予定しております。

委員：

その事業は、将来に渡って補助するのではなくて、軌道に乗ってくれば、当然事業者が単体でできるような方向に持っていきたいということですか。

山口林業振興課長：

あくまで補助ということで、事業者到低コスト化のノウハウを積み上げていただいて、いずれは事業者が自力で利用していただくようにということで、現在は補助を行っています。

それから、先ほど 3,000m³ と申し上げましたが、二次募集もしましたので、そちらも合わせると 1 万 6,000m³ ほどになっています。

委員：

先ほど、森林環境教育についての質問もあったのですが、指標として森林公園等の年間利用者数となっていますが、山梨県の場合には、県の独自財源の森林環境税があって、それが一部、森林環境教育を担ってきたという経緯があります。それが、森林環境譲与税が新たに森林環境教育をカバーするようになって、譲与税ですから市町村にその部分がかかり移譲されたと理解しております。そのことで、ある意味、市町村の事業ですから、県が全部補足しきれなくなっているのではないかと思うのですけれども、そういう点で、指標ですから、この指標で捕まるものを通してモニタリングするということだと思うのですが、何かその統計の不連続のようなことにならないかということと、それに関わる御説明がございましたら、教えていただけますか。

上野森林整備課長：

令和3年度まで県税事業で、森林環境教育を行う学校等に補助を出していました。具体的に申し上げますと、体験活動を行う際のバスの借り上げ費用などに対して支援しておりましたが、県税事業が第三期になるタイミングで見直しをし、森林環境譲与税ができたので、それは市町村に任せましょうということで、県は、荒廃森林の整備などに重点化するため、その支援は第二期までで終了しました。森林環境譲与税を使って、引き続き市町村で、そうした体験活動への支援は継続しておりますし、推進プランの指標にはないのですが、担当の方で、引き続き状況を把握したいと思っています。県税事業による支援はなくなりましたが、木育関連の事業で、森林体験活動をどうやれば良いのか分からないという学校の関係者の方も多いので、そういう方にインストラクターを派遣するという支援について、県に配分された森林環境譲与税を財源に行っております。こうした施策の評価をするために、どれくらい実績があったか等について、継続的に確認していきたいと考えております。

議長：

他に委員の皆様から御意見、御質問ございませんか。

はい、どうぞ。

委員：

林業の担い手の確保・育成について、農林大学校の森林学科ができたことで、そこで勉強して、仕事について、また月給制雇用、そうしたものが整っていけば、数字が伸びていくのかなと思います。参考までにお聞きしたいのですが、森林学科では何名くらいの入学があって、今どれくらいの方が勉強されているのでしょうか。

山口林業振興課長：

本年度初めて新一年生が入ってきました。募集を10名、入学は9名です。2年制の学科になっていますので、再来年の春には、いよいよ卒業生が社会へ出て行くことになります。

委員：

ありがとうございます。以前お聞きした際には、なかなかこの月給制がうまくいってなくて、

離職率が高いというお話を聞いたと思うのですけれども、最近はこの辺りも改善されて、96%の進捗となっているのでしょうか。

山口林業振興課長：

なかなか体制が急に変わることはなくて、それに向けての努力はしているのですけれども、月給制の割合が大幅に上がっているということには至っておりません。

委員：

資料に月給制雇用への奨励金ということが書いてあるので思い出したのですけれども、F S C 認証審査において、色々ところで林業作業に当たる方のインタビューをするのですが、今でも、いわゆる日給月給という給与体系が非常に多いようです。聞いてみますと、ある程度、中堅以上で自分の技術や技能や体力に自信のある方はむしろ、日給月給でやった分だけもらえるのがありがたいというような意見が実は多いのです。ですから、月給制にすると給料が安定するということはあるかもしれないのですが、なかなかそれが現場のニーズとしては強く要望されてないのではないかとことを私自身は感じています。それから、緑の雇用等で、経験年数の浅い方は別な財源でサポートされているというようなこともございます。

議長：

何か他に御意見、御質問ございますか。

それでは、特に無いようですので、続きまして、「県産木材の利用の促進に関する基本方針の見直しの検討について」を議題といたします。こちらも審議事項ではございませんが、県の基本方針の見直しについて報告するものです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山口林業振興課長）：

（資料3により説明）

議長：

ただ今の説明につきまして御意見、御質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

委員：

この資料を見て意見を言えと言われてもなかなか難しいのですが、先にいただいた、森林整備課からの資料の中には、資料3は、基本方針の変更について、という資料であったようですが、今回は、その方針の見直しの検討について、ということで、大見出しとしか思えないことが書いてあって、意見の言いようがないのですが、この検討をして、方針はいつ変更する予定なのか。

山口林業振興課長：

方針の変更に当たっては、県組織の関係課や関係する団体の方などから色々意見を聞いて、本

来作り上げるものですが、その準備がまだ整わないうちに、詳細についてお話することはできないため、このような形に変更させて頂きました。

委員：

資料の左下に、国の基本方針が令和3年10月1日に改正と出ていますよね。それで今言われたように、国の方針に即して県の方針が出るのであれば、少なくとも国の基本方針ぐらいは資料として配布していただかないと、検討ができないと思います。差し支えない時期になりましたら、その基本方針を資料として配っていただければと思います。

山口林業振興課長：

用意できたところでお配りいたします。

鷹野技監：

補足で説明させていただきますが、県方針については、今回、国の法律改正において、公共建築物に民間建築物を加え一般となった訳ですが、もともと県の条例では、公共建築物に限定せずに、公共建築物、民間建築物を含めた一般に既に拡大をされています。従いまして、今検討をしなければいけないのは、公共建築物等について、低層から中高層に対象が拡大されたという事に対して、庁内において営繕部局とどの程度の記載ができるかということについて調整する必要がありますので、今の段階では、この場で具体的な改正案をお出しできないというところでございます。いずれにせよ、今委員からお話がありました、国の方針の改正点については既に公表されていますのでお配りをします。また実際の改正案ができたところで、委員の皆様にはお配りしたいと思っております。

議長：

他に委員の皆さんから御意見等はございませんか。

委員：

住友林業などでも、木造の高層の建物を作っていくということを広告宣伝していて、木部と燃え止まり層という複合の部材を使って、耐震・耐火性能を確保していくということだと思います。こうした建物については、建築基準法で規定されていない部分について、大臣認定や国土交通省の告示で指定された建築材料や工法を用いる必要がありますが、木造の高層の建物を一般化していくためには、そういったことを、規格から改正していくようなことも必要になっていくのではないかと思います。また、鉄筋についても、鉄自体は熱に弱くて、400度ほどになると強度が低下するので、コンクリートや木材と複合部材にすると耐火性能が上がるという話を聞いたこともあります。今回の議題については、法律の改正に沿って、県の条例に基づく基本方針を改正していくという情報提供であると受けとめております。

議長：

他に無いようですので、最後に、その他について、御意見、御質問等がございましたら、委員

の皆様からお出してください。

委員：

マスコミ等で、いわゆる森林環境税或いは贈与税について、税は徴収したものの、相当余っている状況であると報道されていますが、本県の場合はどのような状況なのでしょう。

鷹野技監：

森林環境税について、実際の徴収は令和6年度からとなっているのですが、それに先駆けて、令和元年度から譲与が始まりました。新聞の記載等で、市町村に譲与されたお金が使われていない、基金として残っているのですが、そういう報道がなされたところがございます。

森林経営管理制度においては、まず森林所有者の意向等を確認してから、順次、市町村へ経営管理権を設定した上で、実際の森林整備が始まっていくということもありまして、森林整備が本格化するまでには、少しタイムラグがあるというのが1点でございます。国からの指導についても、国の制度を原則使うようにというような指導もあったのですけれども、今年度になって、もう少し市町村の自由な裁量で、森林の健全化、森林の整備に繋がることは使ってよいという方針も明確に打ち出されています。

まずは、当年度に譲与された金額をきちんと使える体制にしていくため、県でも、特に森林が多い市町村を中心に個別に働きかけをしまして、令和4年度に譲与された額の執行率は98%まで上がっています。そうは言っても、令和元年から令和3年度の間基金に積み込まれた分もありますので、次は、令和5年度の当初予算について、令和5年度に譲与される額を超えるようにということを市町村の方に働きかけています。

市町村においても、専門の職員がいないというようなこともありまして、森林協会に職員を派遣したり、出先事務所の普及スタッフが引き続き助言等も行って、執行ができるような体制を整えているという状況でございます。

委員：

11月9日でしたか、山梨日日新聞に小規模太陽光規制というような新聞記事が出ていて、その中で、アセスの審議の対象となる森林面積の基準を0.5ヘクタールまで下げるとありました。その記事に森林法施行令の改正を受けてとあるのですが、これは何か林地開発の基準と関わってくるような改正だったのでしょうか。

上野森林整備課長：

森林法施行令は9月に改正されました。改正された内容は、今委員がおっしゃった内容ですが、これまでは1haを超える開発が林地開発許可の対象となっていました。なぜ1haかというと、1haを超えると急激に災害リスクが高まるという客観的なデータがあったためですが、太陽光発電施設に限っては、1haよりもより小さな規模、概ね0.5ha程度で、他の開発と同程度の災害リスクになるというデータがあるので、林野庁は9月に森林法施行令を改正しました。0.5haを超えるという基準は、あくまで太陽光発電施設の開発のみに適用され、施行は来年4月1日からになりますが、当課で林地開発を所管しているので、現在、手引き等の準備をしているところです。

委員：

そうしますと、太陽光発電施設を作る場合には 0.5ha を超える開発で森林審議会の案件になるということですか。

上野森林整備課長：

全ての林地開発を森林保全部会で審議して頂くということではなく、5ha 以上の大規模な開発を森林保全部会の審議事項としておりますので、小規模なものは審議会では審議しないということになっております。

議長：

他に何か県の林政全般に関わることでも結構ですので何か御意見、御質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：

先ほどから、推進プランや木材利用についても審議をしてきたところですが、森林組合系統においても、こうした内容について、検討なり話し合いなりを機会あるごとにやっています。県においても、林政部の皆さんに御苦労いただいて進められています。

過日、山梨政策評議会に出席した際に、農政については盛んに話が出ていたのですが、林政についての話題が無かったものですから、是非力を入れてもらいたいと言ってきたところです。

議長：

他に発言されたい方はいらっしゃいますか。無いようです。予定した議事につきまして全て終了いたしましたので、議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

司会：

長時間にわたり御審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

以上